号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

［二・三　略］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ⑴に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

［2～4　略］

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十六　略］

十七　当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあっては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号ヌ、第四十八条第一項第一号ニ及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号ヌ⑴、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　［略］

十九　［略］

［項を削る。］

第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

［二・三　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七　［同上］

［一～十六　同上］

十七　当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第一項第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあっては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八　［同上］

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号ヌ、第四十八条第一項第一号ニ及び第五十条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号ヌ⑴、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第一項第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　［同上］

十九　［同上］

2　一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者（法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）が法第十一条の九及び第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。